

北 栄 町 森 林 整 備 計 画

計画期間 { 自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月31日 }

樹 立 年 月 日 : 令和6年2月16日

鳥 取 県
北 栄 町

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の作業種別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における森林施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の要望その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

■附属資料

別表 1、別表 2

■添付資料

図面 3 部

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は鳥取県のほぼ中央に位置し、海岸部の東西約 12.5 k m、南北約 9.5 k m、「く」の字の形状で、東は湯梨浜町、南は倉吉市、西は琴浦町に接している。また、気象条件は、平均気温 14.6℃、年間平均降水量 1,742mm で降雪期間は、12 月下旬から 2 月下旬までとなっている。

本町の総面積は 5,694ha で、民有林面積は 1,424ha、人工林 855ha、天然林 463ha、その他 104ha、人工林率 60% となり、総面積の約 25% を占めている。(参考：令和 4 年度鳥取県林業統計)

これらの森林は、林産物の生産、水資源の確保、自然生活環境の保全等、地域経済と町民福祉の発展に果たす役割は大きく、これらの森林の適正な施業を推進していくことが今後の重要な課題となっている。

また、松くい虫被害対策においては、海岸線松林の保護をはじめとする松くい虫防除を積極的に推進している。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能（注）を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林の維持造成を推進することとする。

木材生産、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全及び保健文化の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ重視すべき機能に応じた機能を行う観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能の区分ごとに森林整備の推進方向を次のとおり定める。

注：本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の整備及び保全の目標

森林機能区分	望ましい森林資源の姿
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な材木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、渓谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

間伐を中心とする森林施業の共同化を図りその推進に努める。マツ・スギ・ヒノキは優良建築用材の生産が見込めるため、森林の健全性を確保し、林木を成育させるための適切な造林・保育及び間伐の実施を推進すると共に、適当な立地条件を備えた箇所については、複層林施業、長伐期施業の導入により、優良大径材生産を促進する。

当地域の重要樹種であるマツについては、積極的に松くい虫の被害を防ぐと共に、すでに被害が蔓延している松林については、スギ・ヒノキ・クヌギ等への樹種転換を進める。

更にコナラ・クヌギ等の多く成立する天然林については、育成天然林施業の導入によりシイタケ原木等の造成に努め、その安定的供給の確保を図る。

本町の森林資源は、林業生産活動の低迷により、適期施業がなされていないのが現状であり、作業道路等整備の推進等を図りながら間伐・保育等施業を促進し、伐採も含めた体制整備を推進するものとする。

また、適切な森林整備を推進していくために、県・町・森林組合等の林業事業者が相互の連携を図り、森林所有者を対象に間伐・枝打ち等技術講習会、地区座談会を通して啓発普及技術指導等に努める。

森林所有者への補助事業・融資事業の積極的活用を図り、森林施業の推進を図るものとする。

木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
水源涵養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化、及び、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

天神川地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めた。ただし、クヌギ・コナラについては、椎茸原木としての利用を勘案して林齢を定めた。

また、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務付けるものではない。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	コナラ	その他 広葉樹
標準伐期齢	40年	45年	35年	45年	10年	10年	20年

注) マツとはアカマツ及びクロマツをいう。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(1) 皆伐

ア 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一カ所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

イ 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公

益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、花粉発生源対策を加速することにも留意し、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

エ 皆伐後天然更新を行う場合は、1カ所当たりの伐採面積及び伐採箇所は、人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	生産目標	期待径級(cm)
北栄町森林 計画区一円	スギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	マツ	一 般 材	18
		梁 桁 材	28

(2) 択伐

ア 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおむね均等な割合で行うものとする。

イ 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40パーセント以下）を基準とする。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉は江木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、下表の通りとする。なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

区分	樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、コナラ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系、間伐の経済性を勘案して定める。ただし、小径木の間伐収入が見込めない地域または初期成長の優れた品種の植栽においては疎仕立てを検討するものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合や、コウヨウザン、センダン等の主要樹種以外の樹種や少花粉スギ等の新たな品種を植栽をしようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	3,000
クヌギ コナラ	疎仕立て	1,500

イ 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。</p> <p>急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。</p>

植え付け方法	苗木を植栽する穴は、深めに掘り、根を広げて土と根をなじませ、掻きだした土を戻す。苗木の回りを適度に踏みつけ、乾燥を防ぐために落ち葉等で苗木の根元を覆う。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。
植栽の時期	苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。ただしコンテナ苗を使用する場合は、この限りでない。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、下表の通りとする。

天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ
ぼう芽更新可能樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種	「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)に定める期待成立本数による。

(ア) 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととすること。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽 か き	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2本残すものとし、それ以外のものをかき取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は町による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植栽により適確な更新を確保することとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

特になし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

人工造林をすべき樹種は、町内の森林の自然的条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

区分	樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、コナラ等	

イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種は、町内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、次の樹種を主体として、適確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ
ぼう芽更新可能樹種	クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等、高木性の樹種

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「天然更新完了基準」(平成19年6月18日付第20070047753号鳥取県農林水産部林政課長通知)で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し(樹冠粗密度が10分の8以上になること)、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内

で行うものとする。

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法とすること。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入すること。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

樹種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する。
	一般材	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する。
	一般材	15～20	25～35			

（注）ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、実施すること。

樹種	保育の種類	実施年齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△									
	つる切							←	△	→		←	△	→					
ヒノキ	除伐									←	○	→			←	△	→		
	雪起こし	←					△									→			
	枝打ち											←		○	→	←	△	→	

（注）△は必要に応じて実行する。

標準的な方法

下刈り：植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。

つる切り：下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。

除伐：造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮することとする。実施時期は、8～10月頃を目安とする。

雪起こし：根曲がり防止のため、融雪後4月～5月頃までに根曲がりの状況によって実施する。

枝打ち:病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め優良材を得るため、必要に応じて行う。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(以下、水源涵養維持増進森林という)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源
地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、
水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施
業を推進すべき森林を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上
とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の
縮小及び分散を図ることとする。森林の区域については、別表2で定める。

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	コナラ	その他広
水源涵養維持増進森林	50年	55年	45年	55年	20年	20年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業
を推進すべき森林 (以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以
下、快適環境機能維持増進森林という)
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、保健文化
機能維持増進森林という)

ア 区域の設定

① 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や

山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林を別表1に定める。

② 快適環境機能維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林や町民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林を別表1に定める。

③ 保健文化機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林を別表1に定める。

イ 森林施業の方法

山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの森林の有する公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

森林の区域については、別表2で定める。

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	コナラ	その他広
山地災害防 止／土壌保 全機能維持 増進森林、快 適環境機能 維持増進森 林、保健文化 機能維持増 進森林	64年	72年	56年	72年	16年	16年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とし、別表1に定める。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

さらに、森林クラウドの活用や林地台帳、地積調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、町内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあつせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、町、森林組合等の林業事業者が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業者による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。また種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。さらに、明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準・作業システム・作業路網整備等とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(単位 m/ha)

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	全体
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム		0~25	15~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

(単位 延長：km、面積：ha、蓄積：m³)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5 カ年の 計画箇所	備考

開設	自動車道	林道	北栄町	貝谷	300m - 1箇所	39ha		森林管理道
拡張	舗装		北栄町	貝谷	1,400m - 1箇所	39ha		その他

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

現在林業従事者の高齢化・減少化が急速に進行しており、林業従事者の養成、確保が、必要不可欠となっている。そのため、就労条件の整備を図ると共に、林業従事者が多様で高度な技能を習得できる機会の拡大に努め、林業従事者の確保を図る。

林業労働者、林業後継者の養成方策

(1) 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量

の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保を図ることとする。

(2) 林業労働者の育成

林業従事者の雇用を促進するため労働条件等雇用の改善を図り、高性能林業機械等新たな林業の取り組みの必要性を踏まえ、各種研修制度、資格取得制度の活用により、林業従事者が多様で高度な技能を習得できる機会の拡大に努める。

(3) 林業後継者等の育成

林業後継者の育成のため、林業に就業できる環境をつくとともに、青年林業会議所や林業研究グループ等林業後継者の育成や活動を支援し、経営意欲と企業意識のある林業後継者を育成する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林において、今後主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。そのため、保育、間伐などの森林施業がより一層重要な作業となってくる。しかし、林業従事者の減少及び高齢化の進む中、生産性の向上、生産コストの低下、若者が参入できる魅力のある就労条件の提供を図るためには、林業機械化が更に必要となってきた。

また、森林面積の小さい本町において、単独の林業機械化は困難であるため、森林組合等による機械の共同利用が有効である。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

天神川流域地域が一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図る必要があり、関係機関の連携の下で地域材の産地化形成の推進方策などについて合意形成の推進を図る。

また、平成30年11月7日に国の認定を受けた「北栄町バイオマス産業都市構想」に基づき、林産物を原材料とした木質バイオマスを活用した燃料製造・熱の利活用・発電事業等を実施し、森林を有効活用するとともに森林の保全を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の（１）及び（２）について定める。

（１） 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータに基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を全域に定める。

（２） 鳥獣害の防止の方法

鳥獣被害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとする。なお、ニホンジカの場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めるとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害についての的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の拡大防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、有識者の意見を聞きつつ、町長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

森林被害の防止に向けては、北栄町鳥獣被害防止計画に基づき、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

3 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当することとし、北栄町林野等の火入れに関する条例に則し行うものとする。

5 その他必要な事項

(1) 森林病虫害の被害を受けている等の理由により伐採促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
1-A・D・E・F・H・J・K・L・M・N・O、2-B・D・E・G・J、3-C、4-A・B・C・D・E・F・G・H・J、5-A・C・F・G・H、6-A・B・C・D、7-B・C・D、8-A・B・C・E・F・G・H・I、9-D・E、10-D、11-A・C・F・H・I、12-C・D・E・F・I・J、13-A・C・D、101-B・C・D・E・I・J、103-A・B・E・F・G・H・I・J、104-A・B、105-A・C・Q、106-C・D・F・H、107-D、108-D・E、109-A・B・C・G、110-B・C・E、111-A・B、112-C・F・J・K、113-C・H・K・O・Q・S、114-B・C・F、116-A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K、117-A・B・C・E・F・G・H・I・J、118-A・B・C・D・E・F・G、119-A・B・C・D、120-A・B・C・D、122-A・B・D・E・F・G・H、123-C、124-D・I、125-B・C・E・F・G・I、127-B・E	病虫害等の被害を受け、森林の有する公益的機能の発揮を損なう恐れがあるため。	伐採後は、速やかに適地適木による植栽を行う。

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除または予防その他の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
由良川以西地区	105～127	889.96
由良川以東地区	1～13 101～104	526.36

(注) 添付資料図面の通り。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

ア 地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

イ とっとり共生の森育成支援を積極的に行い、企業等の社会貢献事業の推進を図るとともに、地元住民の森林への関心や理解を高める。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

ア 水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、住民団体に間伐や枝打ちなどの作業にボランティアとしての参加を働きかける。

イ 森林の有する水源涵養等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努める事とする。

(2) 町有林の整備

本町における町有林は、海岸保安林が主であり、農地を塩害、風害等から守っているが、近年松くい虫被害により枯損が拡大している。このような状況から、森林病虫害等防除事業により被害木の伐倒駆除・樹種転換を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところである。引き続き森林所有者等に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成に努めると共に、除伐、下刈り等により、健全な林分に努める。

(3) 森林の整備にあたっては生物多様性等環境保全に配慮しつつ、森林の多面的機能を高度に発揮できる持続可能な森林経営を目指す。

付属資料

別表 1

別表 2

添付資料

図面 3 部